

平成 29 年 5 月 10 日  
バンコク産業情報センター  
鈴木 太郎

一般調査報告書  
タイにおける駐在事務所の設立について

国内市場の縮小やグローバル化の進展等に伴い、海外に進出する愛知県内企業は、製造業中心に年々増加しており、あいち産業振興機構による 2015 年のアンケート調査では、2,509 社（4,094 拠点）の企業が海外に進出しています。このうち、経済発展の進むアジアに進出する企業数は、1,632 社（2,657 拠点）と全体の約 65%を占め、国別の進出先では、中国の 531 社（1,161 拠点）に次いで、タイは 294 社（429 拠点）と 2 番目に多い進出企業数となっています。

進出先・地域別企業数・拠点数

国・地域	企業数(社)	拠点数(件)	
			構成比%
アジア	1,632	2,657	64.9
アセアン	764	1,055	25.8
中国	531	1,161	28.4
その他のアジア	337	441	10.8
オセアニア	48	82	2.0
ヨーロッパ	367	529	12.9
北米	273	574	14.0
アメリカ	236	520	12.7
中南米	133	180	4.5
中近東	33	38	0.9
アフリカ	23	34	0.8
総計	2,509	4,094	100.0

※現進出企業は 791 社であるが、1 社で複数の国に進出している場合があるため、2,509 社は延数である。

(あいち産業振興機構調査)

中国については、リスク分散の観点から他地域に工場等に移転する、いわゆるチャイナプラスワンの動きもあり、アンケート調査では、中国に進出する企業数、拠点数ともに前年を下回る結果となりました。

また、タイについても、人件費の上昇に伴い労働集約的な工場等を周辺国に拠点を移す、タイプラスワンの動きも見られるようになっていますが、産業集積が厚く、サプライチェ

ーンの充実しているタイに進出する企業数は、引き続き増加しており、企業間の競争が激しくなっています。

このため、本格的な進出の前にタイの状況をしっかりと把握するため、情報収集等を目的に駐在事務所を設置したい、とのご相談をいただくことがあります。また、県内企業の海外進出に伴い、県内の金融機関も、業務提携を行っているタイの銀行へ研修生を派遣したり駐在事務所を設置するなどし、進出企業をサポートするようになってきています。

今回の調査報告では、タイにおける駐在事務所設置のポイントについて、レポートしたいと思います。

はじめに、タイへの投資形態としては、大きく現地法人か外国法人かに分けられます。

現地法人形態の場合、非公開株式会社（Limited Partnership）であれば、難しい審査もなく、1ヶ月程度で設置できるため、この形態で進出される企業が多数となっています。

一方で、駐在事務所をタイに設置する場合、外国人がタイ国内で事業を行うことになるため、その活動を禁止又は制限する主要な法律である「外国人事業法（FBA）」に基づき「外国人事業ライセンス（FBL）」を事前に取得する必要があります。

この手続きには、厳格な審査プロセスがあり、詳細な申請書類が必要となるなど、実務上煩雑な作業となります。

駐在事務所については、行うことができる業務が以下5つの活動に限定されており、営業活動は認められていないことに十分留意する必要があります。

#### （駐在事務所で行える業務）

- 本社のためのタイにおける物品・サービスの調達
- 本社のためにタイで調達する物品の検査・品質管理
- 代理店や顧客に対する販売した本社製品のアドバイス
- 本社の新製品・サービスに関する宣伝
- 本社に対するタイのビジネス動向の報告

申請先は商務省事業開発局になり、ライセンス（FBL）の承認については、外国人事業委員会等で審議されます。取得に必要な期間は、営業日ベースで最低60日（約3ヶ月）となっていますが、申請書の作成から手続きが完了するまで、通常4～6ヶ月かかります。

なお、タイ政府としては、駐在事務所でなく会社を設立した方が、タイ人を多く雇用し、経済活動を行ってもらえるため、審査の過程で会社設立を勧められ、想定以上に時間がかかった事例もあるようです。

#### (手続きフロー)

商務省への申請 ⇒ 仮受理 ⇒ 担当官による書類審査 ⇒ 正式受理 ⇒  
商務省内部での審査 ⇒ 外国人事業委員会での審査・認可 ⇒ 通知書の受理  
⇒ 交付手数料の納付 ⇒ 事業許可証の発行

費用に関しては、商務省に対しライセンス（FBL）申請手数料 2 千バーツに加え、発行手数料として、資本金の 0.5%（上限 25 万バーツ）が必要となります。

また、駐在員は、非居住者ビジネスビザ（non-immigrant business visa）及びワークパーミット（労働許可）を取得しなければならず、ワークパーミット 1 件につき、資本金相当として最低 300 万バーツをタイへ送金する必要があります。

ワークパーミットについては、駐在事務所の業務内容に応じ、最大 2 件～5 件まで可能となっており、日本人 1 名に対しタイ人 1 名を雇用しなければなりません。

このほか、申請にあたってコンサルタントを利用する場合はコンサルフィーや、事務所の賃貸料等も必要になってきます。

なお、駐在事務所については、営業活動を行えず売上が発生しないため、税金を払う必要はありませんが、税務申告は行う必要があります。

駐在事務所は必要ないが、タイでの拠点設置のために準備拠点を確保したいという企業の方に対し、ジェットロ・バンコクでは、最長 90 日間入居することができるビジネスサポートセンターを 10 室（1 人～2 人用）ご用意しています。

対象は、日本の中小企業で、タイでの拠点設置を具体的に検討していることが必要です。

入居手続き料は約 3 万円（税別）と低廉で、ビザ取得に必要な招聘状はジェットロで発行いたします。また、所内には専門家もいるため、様々なご相談に対応することもできます。

タイでの駐在事務所はじめ拠点の設立に関して、また、ビジネスサポートセンターご活用を希望される場合は、ジェットロの国内事務所やジェットロ・バンコク（愛知県産業情報センター）までお問い合わせください。

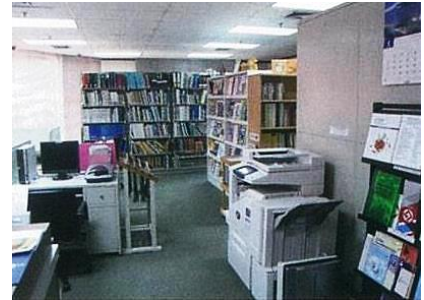
(ジェトロバンコク ビジネスサポートセンター)



(ジェトロバンコク入居ビル外観)



(オフィススペース)



(共有スペース)

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。  
本情報の採否は読者の判断で行ってください。  
また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。